

## 鈴鹿市モノづくり元気企業支援事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市の中小製造業者等が、次世代産業に関して大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校（以下「大学等」という。）、研究機関等と共同して行う新たな製品又は新技術の研究開発及び既存製品の改良に要する経費の一部について、予算の範囲内でモノづくり元気企業支援事業補助金を交付することにより、産学の連携による研究開発を強化し、もって市内の次世代産業の集積及び市内の製造業の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「中小製造業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者で同号の製造業に属する事業を営むもの
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する組合及び連合会で製造に関する事業を営むもの
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人のうち、当該公益社団法人の構成員の3分の2以上が第1号に規定する中小企業者である団体で製造に関する事業を営むもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の法律により設立された組合及び連合会で製造に関する事業を営むもの

2 この要領において「次世代産業」とは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第1項の規定に基づき作成した鈴鹿地域産業活性化基本計画において本市が集積業種として指定する産業をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となるもの（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社又は主たる事業所（以下「本社等」という。）を有し、本社等において次条に定める事業を行う中小製造業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の中小製造業者等が、次の各号のいずれかに

該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納しているとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。
- (交付対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象者が行う次世代産業における新たな製品又は新技術の研究開発のための単年度事業又は複数年度事業で、大学等と共同で行うもの又はその指導を受けて行うもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人、団体等からこの要領による補助金と同様の目的の助成等を受けていないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 単年度事業の場合、補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）が、100万円以上であること。
- (4) 単年度事業の場合、研究開発に要する期間が1年以内で、補助金の交付決定をした日の属する年度の2月末までに完了すること。

2 前項の研究開発は、次の各号のいずれかに該当する製造又は技術に関するものとする。

- (1) 新たな製品の製造
  - (2) 生産、加工又は処理のための新技術
  - (3) 工法の開発のための新技術
  - (4) 既存製品の改良のための新技術
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める技術
- (交付対象経費)

第5条 交付対象経費は、交付対象事業を実施するために交付対象者が支出する直接必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 研究開発に必要な機械等の購入、改良、据付け又は借用に要する経費
- (2) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (3) 外注加工に要する経費
- (4) 調査、分析、試験、加工、プログラム作成等の委託に要する経費
- (5) 技術指導の受け入れに要する経費

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。なお、上限金額は次の各号に掲げる額とする。

(1) 単年度事業の場合、190万円を上限とする。（以下「通常枠」という。）

(2) 複数年度事業の場合、初年度はトライアル期間として30万円を上限とする。（以下「トライアル枠」という。）

(3) トライアル枠で交付決定された複数年度事業は、交付決定後3年以内であれば、開発実施期間として通常枠への申請を可能とする。ただし、当該事業に対する補助金の額は150万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、モノづくり元気企業支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、第20条第1項に規定する検討会議においてその内容の意見聴取を行い、当該検討会議の意見を参酌して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときにあつてはモノづくり元気企業支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときにあつてはモノづくり元気企業支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。なお、申請状況等に応じて、毎年度予算の範囲内で按分した補助金額を交付決定額とする場合がある。

(申請の取下げ)

第9条 前条第2項の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該交付決定通知のあった日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付対象事業の変更申請等)

第10条 交付決定者は、第8条第1項の規定による交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、モノづくり元気企業支援事業補助金交付事業変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が交付対象経費の10%未満である場合については、この限りでない。

2 前項の場合において、交付対象経費の増額であるとき及び第4条第1項第4号に規定する期間を超えるものであるときは、承認しないものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要に応じて所要の条件又は理由を付してモノづくり元気企業支援事業補助金交付事業変更承認決定通知書(第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(交付対象事業の中止又は廃止)

第11条 交付決定者は、交付対象事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめモノづくり元気企業支援事業補助金中止(廃止)届出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 通常枠の交付決定者は、交付対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定をした日の属する年度の2月末日のうちいずれか早い期日までに、モノづくり元気企業支援事業実績報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 トライアル枠の交付決定者は、事業の実施期間内において、補助金の交付決定をした日の属する年度の2月末日までに、モノづくり元気企業支援事業初年度終了実績報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、第20条第1項に規定する検討会議においてその内容の意見聴取を行い、当該検討会議の意見を参酌し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、モノづくり元気企業支援事業補助金交付額確定通知書(第9号様式)により、当該報告者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による意見聴取を行うに際して、証拠書類の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の請求等)

第14条 前条第1項の確定通知を受けた者は、モノづくり元気企業支援事業補助金請求書(第10号様式)により、市長に補助金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付条件に違反したとき。

(4) 交付対象事業としての要件を欠くと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、モノづくり元気企業支援事業補助金交付決定取消通知書(第11号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しの部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第17条 第14条第2項の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助実施者」という。)は、補助金の交付を受けた事業に係る経理を明確にし、かつ、これらの書類を整備し、交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の保全)

第18条 補助実施者は、交付対象事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助実施者は、前項の財産を交付対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年を経過する日以前に処分しようとするときは、あらかじめモノづく

り元気企業支援事業補助金財産処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認申請があった場合は、その内容を審査し、処分を承認したときは、必要に応じて所要の条件又は理由を付して、モノづくり元気企業支援事業補助金財産処分承認決定通知書（第13号様式）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により承認を受けた処分により当該補助実施者に収入があったときは、第16条の規定を準用する。

（成果の公表）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助実施者に対し、補助金の交付を受けた事業の成果について説明させることができる。

（鈴鹿市モノづくり元気企業支援事業検討会議）

第20条 市長は、第8条第1項の規定による交付決定及び第13条第1項の規定による額の確定を行うために必要な意見聴取を行うため、鈴鹿市モノづくり元気企業支援事業検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

2 検討会議の構成員数は、7人以内とする。

3 別表第1に掲げる審査基準に基づき審査を行う。

4 前各項に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

（鈴鹿市モノづくり元気企業支援事業補助金交付要綱の廃止）

2 鈴鹿市モノづくり元気企業支援事業補助金交付要綱（平成25年3月29日告示第98号）は、廃止する。

（鈴鹿市産学連携開発支援事業補助金の交付決定の取消し等に関する経過措置）

3 鈴鹿市産学連携開発支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により交付した補助金については、第15条から第19条までの規定は、この要領の施行の日以後も、なおその効力を有する。

(鈴鹿市モノづくり元気企業支援事業補助金の交付決定の取消し等に関する経過措置)

- 4 鈴鹿市モノづくり元気企業支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により交付した補助金については、第15条から第19条までの規定は、この要領の施行の日以後も、なおその効力を有する。
- 5 この要領は、令和2年5月13日から施行する。
- 6 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

◎担当・提出先

鈴鹿市産業振興部産業政策課ものづくり産業支援センター（別館第3 2階）

Tel : 059-382-7011 Fax : 059-384-0868

メールアドレス : sangyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

○様式集

様 式 名	様 式 番 号
モノづくり元気企業支援事業補助金交付申請書	第1号様式（第7条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金交付決定通知書	第2号様式（第8条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金不交付決定通知書	第3号様式（第8条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金交付事業変更承認申請書	第4号様式（第10条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金交付事業変更承認決定通知書	第5号様式（第10条関係）
モノづくり元気企業支援事業中止（廃止）届出書	第6号様式（第11条関係）
モノづくり元気企業支援事業実績報告書	第7号様式（第12条関係）
モノづくり元気企業支援事業初年度終了実績報告書	第8号様式（第12条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金交付額確定通知書	第9号様式（第13条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金交付請求書	第10号様式（第14条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金交付決定取消通知書	第11号様式（第15条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金財産処分承認申請書	第12号様式（第18条関係）
モノづくり元気企業支援事業補助金財産処分承認決定通知書	第13号様式（第18条関係）